

随意契約理由

令和5年(2023年)3月1日

契約担当課名	健康政策課
発注担当課名	健康政策課
契約名称	(仮称) 第2期豊中市健康づくり計画・第4期豊中市食育推進計画策定支援業務委託
契約内容	(仮称) 第2期豊中市健康づくり計画・第4期豊中市食育推進計画策定支援業務委託
契約締結日 及び契約期間	令和5年3月1日から令和6年3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市北区天満橋 1-8-30 株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所
契約金額	4,697,000円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)

本業務は、豊中にふさわしい（仮称）第2期豊中市健康づくり計画・第4期豊中市食育推進計画の策定方法や、具体的な事業の展開、評価の方法などのアイデアやノウハウは事業者の実績、専門性、企画力、創造性等により顕著な差異があるため、公募型プロポーザル方式により受託者を選定しました。

選定の結果、株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所が優先交渉権者となり、契約の合意ができましたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものです。